

私たち認定NPO法人メダカのがっこうは、2017年4月16日に可決された、主要農産物種子法廃止案に危機感を持ち、今回の衆議院選挙に際し、立候補した前議員に対して政策アンケートを行いました。452名中113名から回答をいただきました。

種子法廃止の問題点は根本的に日本の食糧安全保障を阻害するもので、例えば、日本の先祖からの種子情報や知見が、モンサントなどの世界の種子市場の6～7割を独占する多国籍企業を含めた民間に提供され、種子がみんなのものではなく、企業の所有物になる危険があること。

彼らが開発している除草剤耐性や殺虫性を持った遺伝子組み換え種子の日本での栽培が始まり、農薬多投や遺伝子組み換えとの交雑により、国土の自然環境、日本の農業、日本人の健康を害することなどです。

以下、党別の結果とまとめを発表します。選挙区別の全個人記録は、HPや事務局にお問い合わせください。

みなさまの投票行動に反映させていただければ幸いです。

主要農産物種子法廃止に対する政策アンケート結果発表(党別)

党名	前議員の 立候補者	回答数	党の方針は種子法廃止に		個人の見解は種子法廃止に				党と意見が異なる場合			
			賛成	反対	賛成	反対	その他	その他理由や提起	記入なし	党に従う	自分を通す	その時の判断
自由民主党	276	56	○		14	1	38	37が賛成理由 1が不備を認めての 提起(後記★印)	5	38		1
公明党	33	3	○		3							
日本維新の会	14	4	○		4					1		
希望の党	53	14	未定	未定	1	9			1	1	1	
共産党	22	21		○		21						
立憲民主党	15	6		○		6						
社民党	2	1		○		1						
無所属	37	8				8						1
合計	452	113			22	46	38		6	38	2	

2017.10.16現在

各党ごとの結果のまとめ

★種子法廃止の賛成意見4例と反対意見1例

自由民主党	党は種子法廃止に賛成。回答率は56で20%。そのうち反対は1。不備を認めている方1。賛成14、その他が38だが、そのうち37が廃止しても大丈夫だという賛成理由が右記のような定例文で書かれていたので、実質賛成とカウント。この他に、専門外でわからない方2、回答を控えた方2、の4名は「党に従う」方なので賛成にカウントすると、回答者56人中55が賛成となる。もう少し、個人的には反対で、党議拘束があったために賛成に回った人がいたと推測していたが、そうではなく、意外と種子法廃止の問題点に気づいていない人がほとんどらしい。
公明党	党は種子法廃止に賛成。回答数3で少ないのが特徴。一般の国民の方を向いていないと感じた。自民党に従っただけのため、賛成理由の記載もなく、内容を知らないようだ。
日本維新の会	党は種子法廃止に賛成。回答数は4、賛成4。維新の会の農業政策を見ると、農業の産業化を謳っているため、自民党と全く同じ路線のようだ。
希望の党	党は種子法廃止についての政策は未定。党本部に質問状を出したが、返答なし。若狭氏個人からの返事もない。回答は元民進党の方からに限られているので、全員反対。種子法廃止の問題点を良く理解していて、今後、党で議論し反対に導く努力をしてくれそうだ。
共産党	党は種子法廃止に反対。22人中21名で回答率95%。種子法廃止の問題点を良く理解していて、赤旗主張で論じている。志位委員長からも、問題点の記載があった。
立憲民主党	党は種子法廃止に反対。15人中、枝野代表を含む6名回答で40%。種子法廃止の問題点を良く理解している。
社民党	党は種子法廃止に反対。2名中1名の回答。
無所属	回答は民進党分裂のために無所属になった候補者からのもので8名。民進党系は種子法廃止に反対。ほかの無所属は回答なしなので不明。自民党系は賛成と推測される。

種子法廃止に賛成の理由文1	主要農産物種子法は廃止されるが、種子法に規定してきた種子の品質等に関する基準については、野菜を含めた全ての作物をカバーする種苗法の告示に定め、引き続き農産物検査も行き、優良な種子の生産・普及を担保する。廃止により、都道府県による稲・麦・大豆の種子開発・供給体制が阻害されることはない。また、農業競争力強化支援法案に「民間事業者が行う技術開発等を促進するとともに、独立行政法人・都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することを規定しており、都道府県を含めた館員の総合力を発揮し、種子の研究開発を活性化する。
種子法廃止に賛成の理由文2	種子法は、終戦直後、食料増産が国家的に重大な課題であった時代に「都道府県」に当時「優良」と考えられた品種の普及、奨励を義務付けたもの。廃止しても都道府県による開発や奨励の体制は維持されるほか、むしろ、実需や広域の必要に応じた品種の開発、普及が可能になる。
種子法廃止案に賛成の理由文3	種子の重要性は以前と変わるところはありませんが、農家に必要な種子が様々なルートで確保されるようにしていくことが必要です。今回、種子法は廃止される予定ですが、種子の安全性は保たれていると考えます。
種子法廃止に賛成の理由文4	廃止に賛成であるが、設問にある、半は「官から民への規制緩和」「農業の大規模化」によるものではなく、国の役割を果たしつつ、規模を問わず自治体・民間双方による優良な種子の開発・供給を促進するもの。具体的には、法律の廃止と合わせて、(日)通知等で優良な種子の供給に必要な地方交付税を引き続き確保、(月)すべての種子をカバーする種苗法の告示において引き続き種子の品質等の基準を定めて優勝な種子の生産を担保、(火)民間による優良な種子の開発への取り組みを支援、といった枠組みを作るものであり、国が一定の役割を果たすことで、官民、規模を問わず、意欲ある主体による優良な種子の開発・供給を促進するものである。
種子法廃止に反対の理由文	政府は、主要農産物種子法を廃止する理由の一つに、都道府県による種子開発・供給体制を活かしつつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することの必要性をあげています。しかし、廃止法案には、参入する民間企業によるそれらの種子の独占・寡占や価格高騰、特許申請などを防ぐ方法が盛り込まれていません。国が行うべき食料安全保障政策の根幹を政府が放擲するのは反対です。廃止により主要農産物の種子事業を民間の草刈り場にしてしまう恐れがあるばかりか、種子の原種及び原原種の保存・管理すら危うくなるのではないかと危惧しています。わが国の食糧基地である北海道農業の存亡にかかわる問題であると思います。